

離島地域における税制特例

■ 国税(所得税・法人税)の割増償却 【適用期間:令和7～8年度】
個人又は法人が、対象設備の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる。

事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下 (又は一定規模の個人事業主)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象設備	機械・装置、建物・附属設備、構築物		
適用対象	取得等 ※	新設又は増設に係る取得等	
対象業種・取得価額			
製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額	●機械・装置 : 普通償却限度額の32% ●建物・附属設備、構築物 : 普通償却限度額の48%		
対象区域	離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域 (過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く)		

※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む。

■ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填 【適用期間:令和7～8年度】
地方税法第6条の規定により地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税により減収補填

- (1)対象税目
 - ・不動産取得税 (製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等)
 - ・固定資産税 (")
 - ・事業税 (" 、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業)
- (2)対象設備、業種、取得価額、区域
 - ・上記、国税と同様 (ただし、適用対象は資本金規模に関わらず「新設又は増設に係る取得等」に限る)